

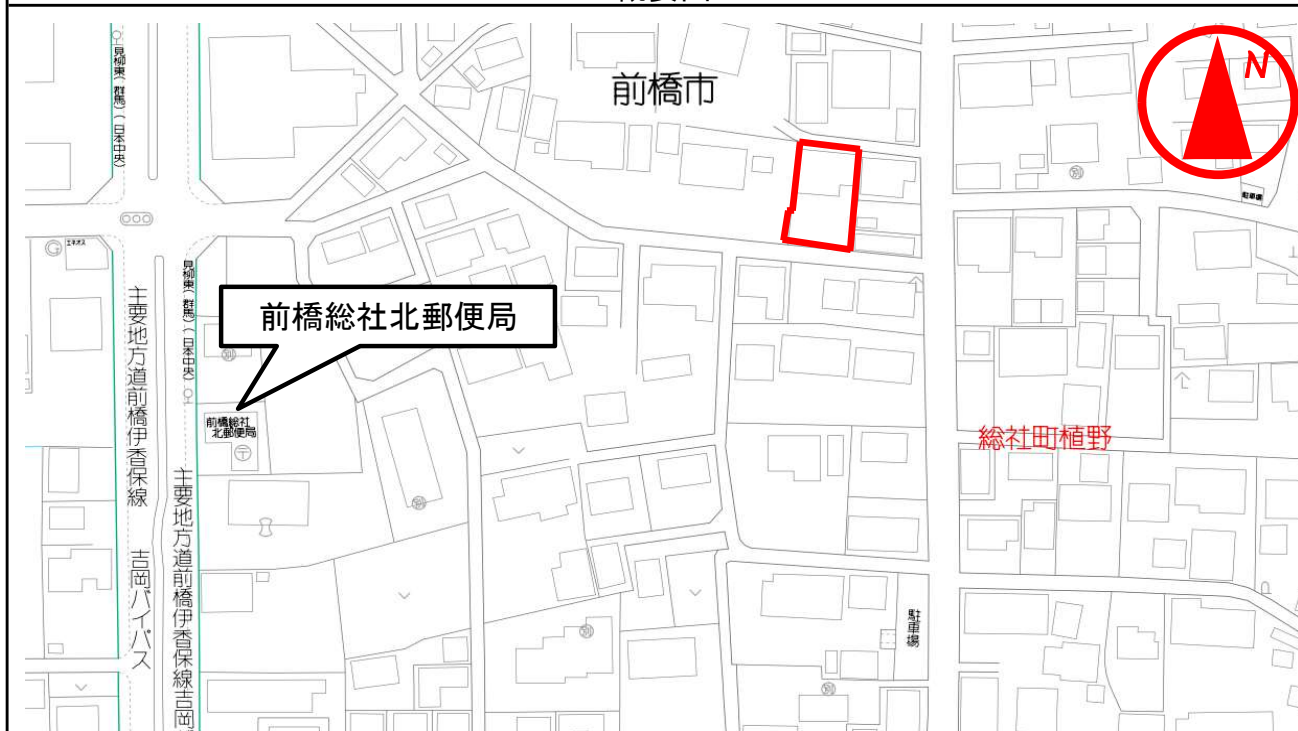
物 件 明 細 書			
売却区分番号	前橋市－1	見積価額	金13,310,000円
		公売保証金	金1,340,000円
財産の表示			
(土地)		(建物)	
1 所 在:前橋市総社町植野字北開土	2 所 在:前橋市総社町植野字北開土	676番地1	
地 番:676番1	家屋番号:676番1		
地 目:宅地	種 類:居宅・教習所		
地 積:457.91㎡	構 造:鉄骨陸屋根3階建		
	床 面 積:1階 163.34㎡		
	2階 167.48㎡		
	3階 86.12㎡		
(見積価額内訳)		(平成12年11月26日新築)	(以上登記簿による表示)
物件1:2,850,000円			
物件2:10,460,000円			
物件の位置	JR上越線 群馬総社駅の北西方 約0.4km(直線距離)		
主な公法上の規制	都市計画区域	市街化区域	
	用途地域	第一種住居地域	
	特定用途制限地域	－	
	建ぺい率(指定)	60%	
	容積率(指定)	200%	
接道状況	南側:幅員約4.3mの舗装市道に概ね等高接面。		
物件の概況	地 勢	概ね平坦	
	画地条件	間口 約18.5m 奥行 約26m	
	形 状	やや不整形	
	供給施設	水道:有り 下水道:有り 都市ガス:なし	
使用状況等	空き家ですが、残置物が多数あります。		
特記事項	1 公売財産1～2は、一括公売とします。		
	2 土地見取図、建物見取図、家屋図面は参考です。現況と相違する場合は、現況優先とします。		
	3 建物は全体的に老朽化しており、外壁の目地のひび割れや、天井・壁紙に雨漏りと思われるシミが数か所確認されています。		
	4 建物内に公売対象外の動産類、生活ごみ等が多数あります。		
	5 敷地内の南西隅付近に土地に定着している看板があります。		
	6 敷地外の東側に本物件に関する情報が掲載された、土地に定着している看板があります。		
	7 敷地内に存する松の枝葉が周辺土地にわずかに越境しています。		
	8 電気・給排水・エレベーター等の設備について動作確認はしておりません。		
	9 埋蔵文化財包蔵地(前橋市0114遺跡)内です。工事を行う場合には、文化財保護法に基づく届出が必要となります。詳細は前橋市文化財保護課(027-280-6511)にお問合せください。		
	10 建物の再建築に関しては、前橋市建築指導課(027-898-6754)にお問合せください。		
注意事項	1 前橋市は、不動産登記簿上の権利移転のみを行います。		
	2 前橋市は、公売財産の引渡しの義務を負いません。物件内の動産類の撤去、占有者の立ち退き等についても、すべて買受人自身で行ってください。		
	3 境界確定は、買受人と隣接地所有者との間で行ってください。		
	4 公売財産は、現状引き渡しとなります。市は公売財産の種類又は品質に関する不適合についての担保責任等を負いません。		
	5 公売財産の面積等は、公簿上によるものです。		
	6 権利移転及び危険負担の移転の時期は、買受代金の納付があった時とします。なお、所有権取得後の財産の毀損・焼失等による損害は買受人の負担となりますが、他の法令等により制限のある場合は、これに従います。		
	7 土壤汚染や残存物などに関する専門的な調査は行っておりません。		
	8 公売財産について、関係公簿等を閲覧するほか、法令などの規制に関する関係各部署に確認及び現地を確認するなど、十分調査を行ったうえで入札してください。		
	9 権利移転に要する費用は買受人負担とします。買受代金納付後速やかに前橋市へ所有権移転の請求をするとともに、権利移転に伴う費用(登録免許税など)を負担してください。		
	10 前橋市暴力団排除条例第2条に規定する暴力団、暴力団員等は、公売へ参加することができません。		
	11 公売不動産の入札等をしようとする者は、暴力団員等に該当しないことを陳述しなければ入札等をすることができません。		
その他事項	本物件は、消費税法上の混在財産です。 (消費税及び地方消費税の課税財産と非課税財産が混在した財産)		
問い合わせ先	前橋市役所 収納課 収納第四係 電話 027－898－6230(直通)		

公売財産周辺地の概要図および土地の見取図

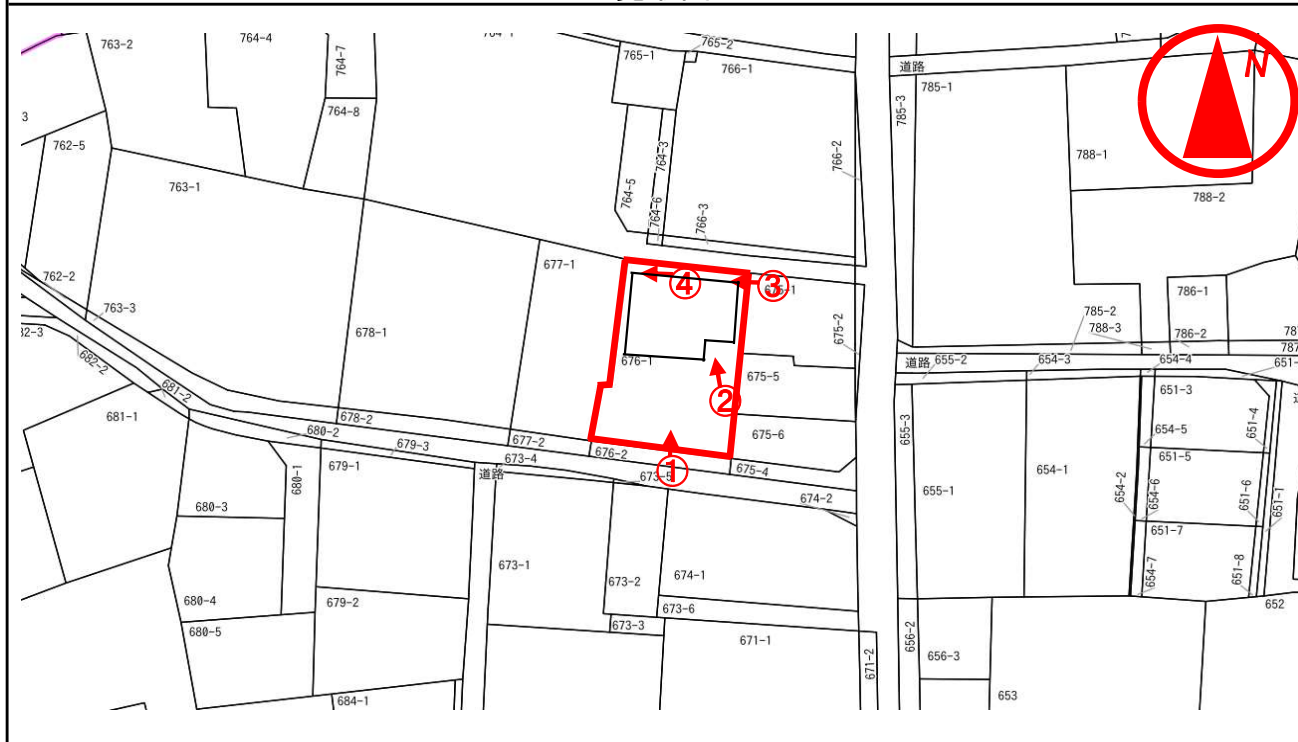
売却区分 番号	前橋市 -1
------------	-----------

総社町植野676-1

概要図



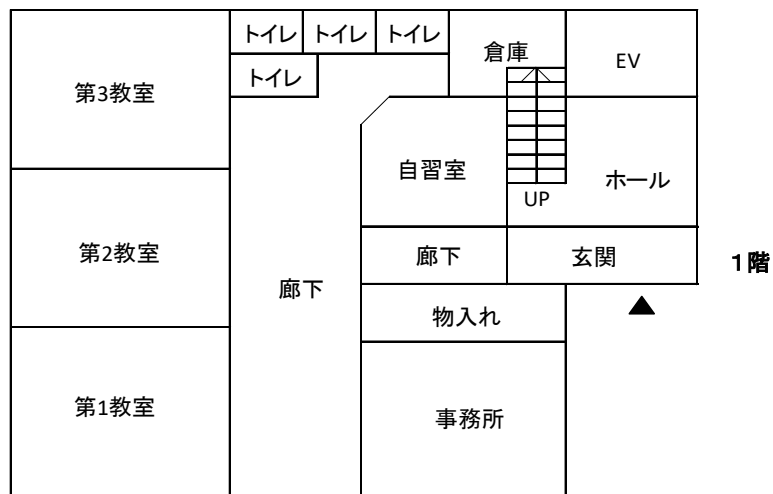
見取図



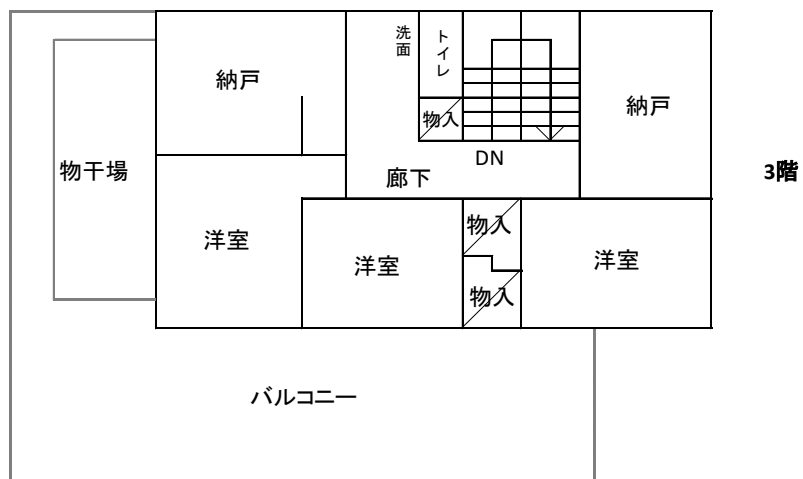
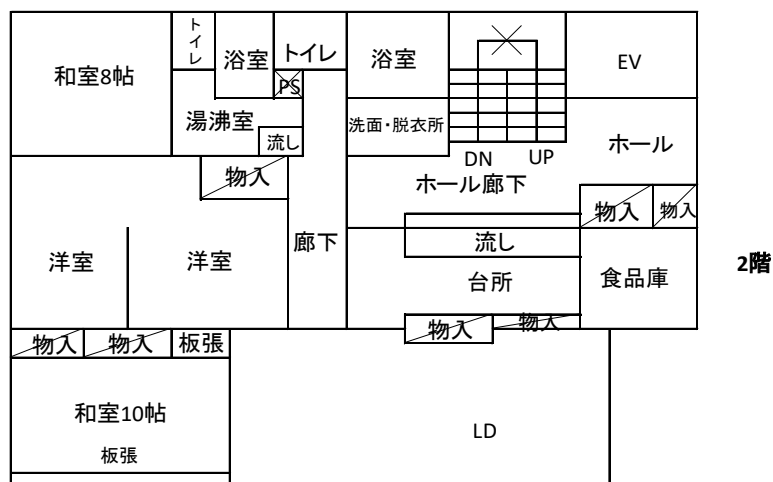
建物の見取図

売却区分 番号	前橋市 -1
------------	-----------

建物の見取図



間取り図（参考）



※見取図等は現地の状況をイメージしやすくするために作成したものです。
実際と異なる場合があります。参考としてご覧ください。

売却区分
番号

前橋市
-1

※写真上の枠線はおよその目安です。実際の境界を示すものではありません。



写真番号①



写真番号②



写真番号③



写真番号④



1階 居住部 玄関



1階 ホール

※写真上の枠線はおよその目安です。実際の境界を示すものではありません。



1階 居住部と店舗部を繋ぐ廊下



1階 店舗部廊下



1階 事務所



1階 物入れ



1階 第1教室



1階 第2教室

※写真上の枠線はおよその目安です。実際の境界を示すものではありません。



1階 第3教室



1階 自習室



1階 倉庫



1階 トイレ



1階～2階 階段



2階 廊下